

日本の消費増税とグローバル比較

目 次

- I. はじめに
- II. 日本の財政状況
- III. 消費税の国際比較と国民負担率の国際比較
- IV. 海外の増税と景気への影響
- V. 国内の増税と景気への影響
- VI. 軽減税率導入の是非と北欧諸国の財政健全化の経験
- VII. 終わりに

受託運用部 受託運用 G 調査役補 郡山 敬介
和田 健太郎

I. はじめに

日本では2014年4月から消費税が5%から8%に引き上げられ、2015年10月には8%から10%への引き上げが予定されている(社会保障と税の一体改革)。

本稿では2014年後半に控える増税の判断を前に、1997年の増税時との比較や、海外での付加価値税引き上げ時の景気への影響を参考に、消費増税の景気への影響を考えてみたい。

ところで、消費税は何に使われているのだろうか？使途は決まっているのか？これらは意外と知られていないのではないかと思う。

ここでまず、消費税とはどういった制度なのか振り返ってみる。消費税は、我が国では1989年に導入された。それ以前は酒税、専売公社納付金(現在のたばこ税)などのように個別の品目ごとにそれぞれ異なる税率で課税される個別消費税しか存在しなかった。現在のような消費税の元となったのが、かつてのヨーロッパ共同体(EC)で導入されていた付加価値税であり、消費一般にかかる一般消費税である。消費税導入に伴い、砂糖消費税、物品税等の個別消費税は廃止された。

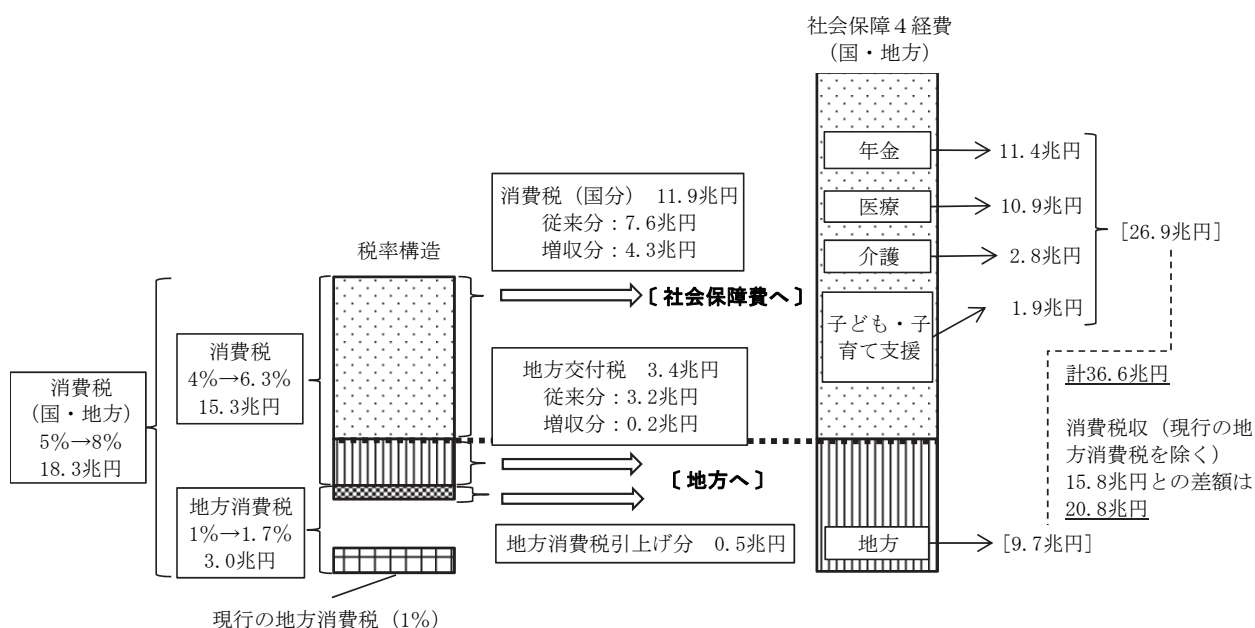
また、消費税は、揮発油税や石油税などのような税収入の使途が決まっている目的税¹とは違い、いわゆる一般税の性質を持っていた。目的税は通常特別会計の収入になっており、例えば、揮発油税は道路整備特別会計に収入として入り、道路整備等の支出に使途が限定さ

¹ 使途を指定する税。「ある特定の税収」と「ある特定の支出」に何らかのリンク(結びつき)を設定するもの。

れている。

しかし、現在進められている「社会保障と税の一体改革」においては、消費税の社会保障目的税化が進められている。社会保障と税の一体改革とは、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源の確保と財政健全化の同時達成を目指すという改革であり、消費税収（現行の地方消費税分を除く）について、原則社会保障の目的税にするというものである（図表1参照）。

図表1 消費税の使途



出所：財務省より作成

消費税の社会保障目的税化を導入することで、高齢化が進展する日本において給付の増加に伴う消費税率の引き上げの妥当性が国民に理解されやすくなり、納得感も得られやすいであろう。ただし、当然ながら社会保障費も含めた歳出に関しては、徹底した効率化を行うべきであることはいままでのまではない。

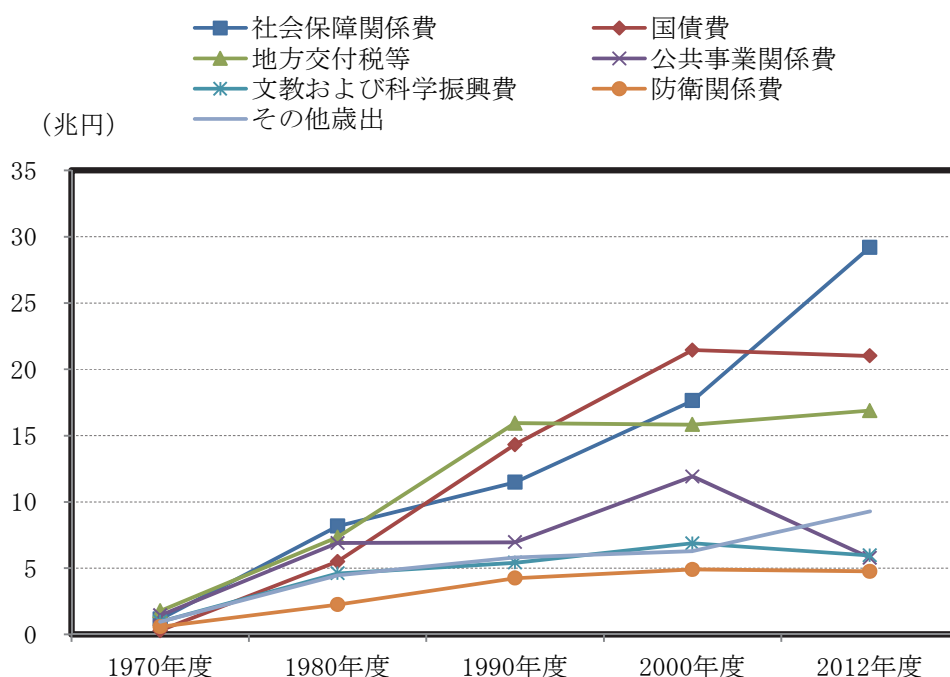
Ⅱ. 日本の財政状況

1. フローからみた日本の財政

社会保障と税の一体改革では、社会保障改革の安定財源確保のみでなく、財政健全化についても目標とされている。2020年度にプライマリーバランス（以下PB）の黒字化を達成するという目標が具体的に掲げられている。PBとは、いわゆる基礎的財政収支のことで、税収・税外収入と、国債費（元本返済や利子支払の費用）を除く歳出との収支のことであり、フローの財政状態を表している。図表2は経費別に歳出額の推移をみたものであるが、社会保障費

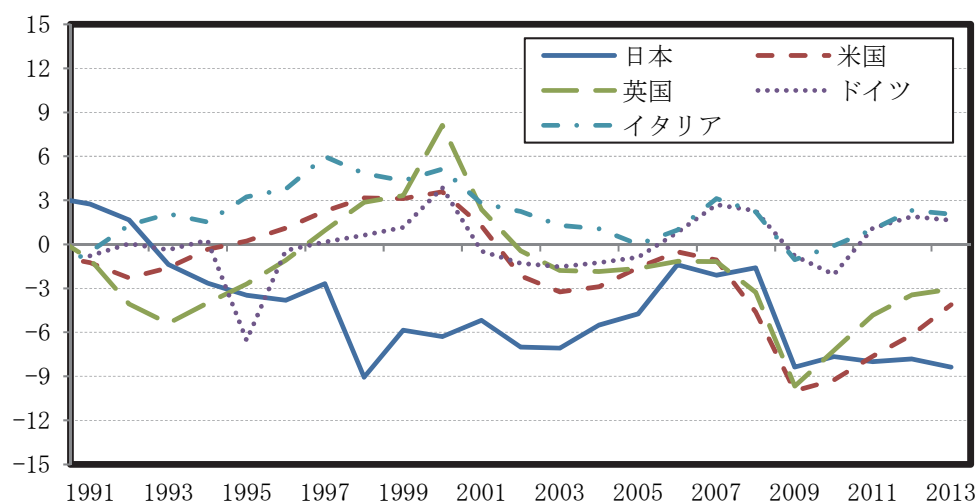
の増加と財政赤字の累積による国債費の増加が著しいことがわかる。今後さらに社会保障費の増加が見込まれることから、2020年度PBの黒字化は非常に厳しいと言わざるを得ない(図表3参照)。また、国際比較を行うと日本は先進国内ではPBの改善が遅れていることが指摘できる。財政収支対GDP比率で比較をしてみると、リーマンショック後の財政出動で大幅にプライマリーバランスが悪化した他の主要国が足元改善しつつある中で、日本は未だ改善の兆しをみせていない。

図表2 一般会計の主要経費別歳出額の推移



出所：財務省より作成

図表3 主要国プライマリーバランス(対GDP比)の推移



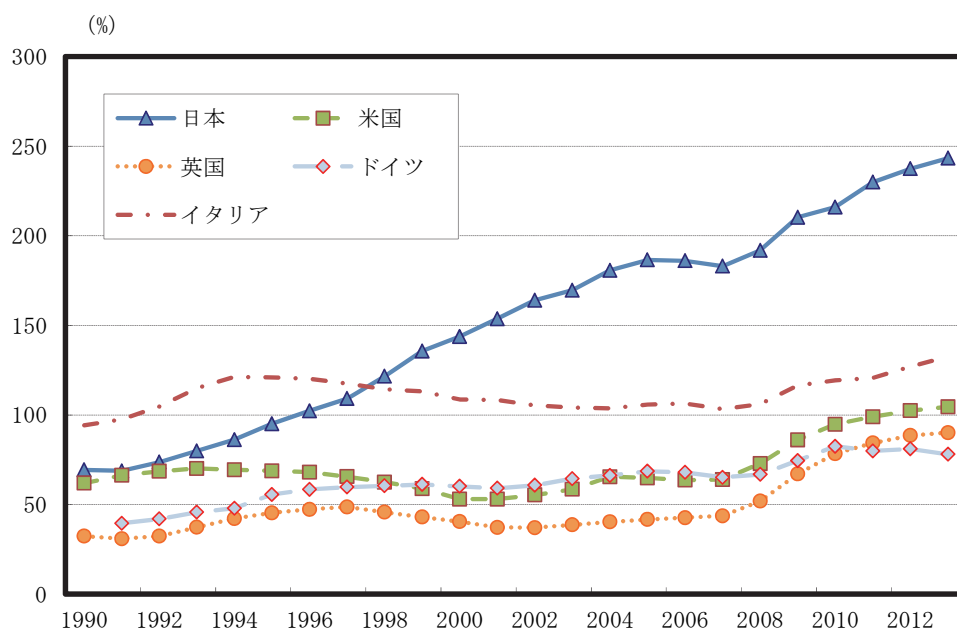
出所：bloombergより作成

2. ストックからみた日本の財政

次にストックの概念から政府債務残高の大きさの推移をみてみたい。政府の財政健全度を測る際に一般的な指標である債務残高の対 GDP 比率の推移を用いて主要国間で比較をすると、日本は2013年度末時点で250%程度となっている。主要国間で比較をすると非常に高い水準となっていることがわかる(図表4参照)。

過去からの推移をみると、1997年度の時点で100%程度であった債務残高比率が2013年度では200%を超える水準まで急速に悪化しており、財政状況の改善が急務であることは想像に難くない。2000年代中盤の小泉政権時代には、財政再建が進められ改善が進んだ時期もあった。しかし、その後はリーマンショックなど経済環境が悪化したこともあり、税収が落ち込む中、景気対策による支出の増加から近年では以前のペースにも増して政府財務が拡大することとなった。

図表4 主要国政府債務残高(対 GDP)の推移

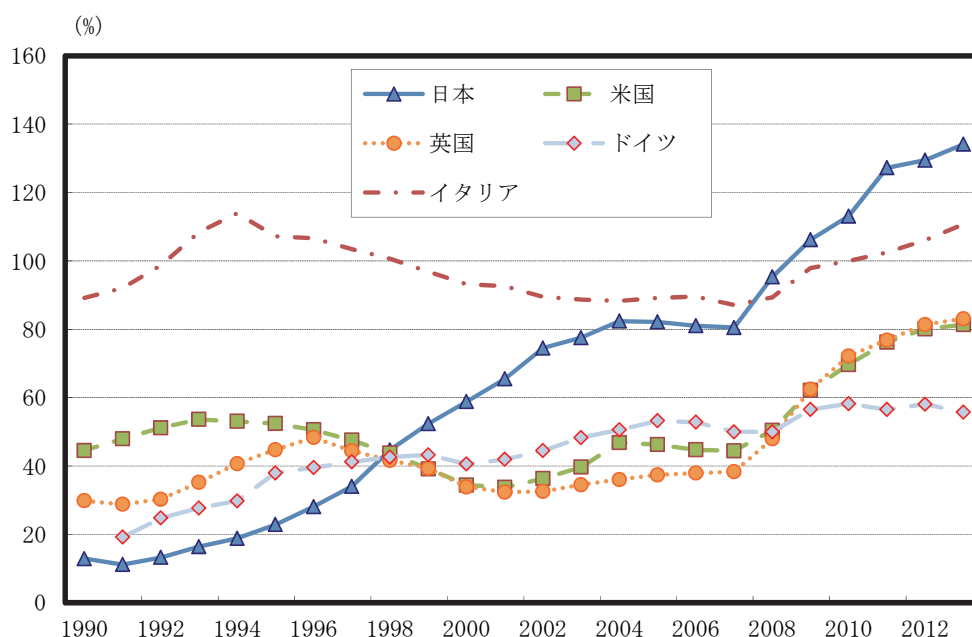


出所：IMF データより作成

また、OECD が各国の財政健全度を測る際には、政府の総債務残高から、政府が保有する金融資産を差し引いた純債務残高を用いている。この純債務残高の対 GDP 比率を主要国間で比較をしてみると、他国との差は小さくなる。これは、日本の場合は特に外貨準備高や社会保障基金(主に公的年金の積立金)が他の先進国と比較して大きいことに起因している。それでも、日本は他の主要国と比較すると政府純債務残高の対 GDP 比率が高い水準であることに変わりはない²。

² これらの金融資産は直ちに売却をして政府債務の返済に用いることができない性質のものであるため、留意する必要がある。

図表5 主要国政府純債務残高(対 GDP)比率の推移



出所：IMF データより作成

Ⅲ. 消費税の国際比較と国民負担率の国際比較

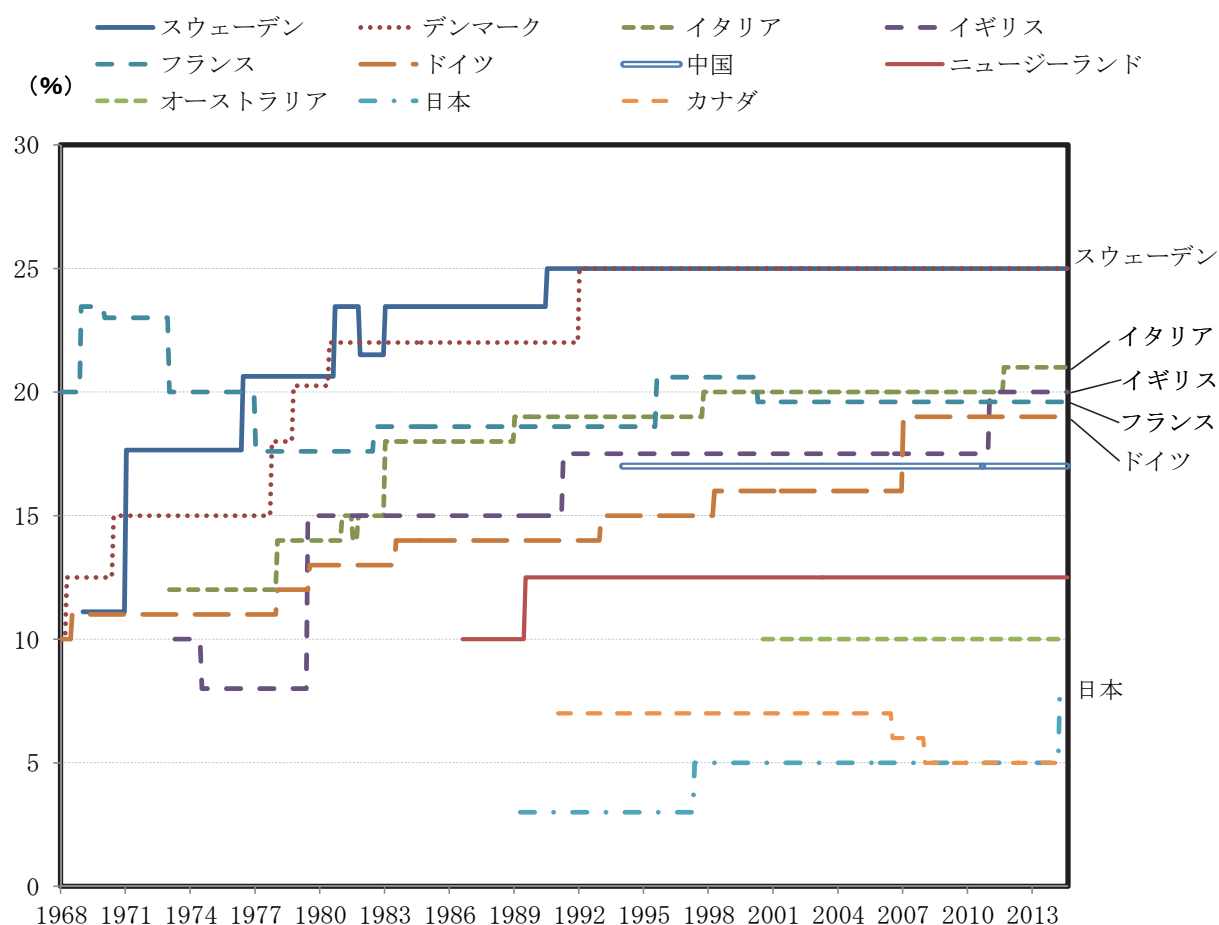
前章では日本の財政状況と各国との比較をみてきた。ここで、我が国の消費税率は国際的にみてどのような水準になっているかをみてみたい。

1. 消費税の国際比較

図表6は諸外国における付加価値税³の標準税率の推移である。諸外国の付加価値税との比較では日本は8%と低い水準にある。地域別の特徴としては、スウェーデン、デンマーク、イタリア、イギリスなど欧州圏の国々の付加価値税率が高く、中国、オーストラリアなどのアジア・オセアニア圏の国々の付加価値税率は低い傾向にある。

³ 日本では消費税を指す。

図表6 諸外国における付加価値税の標準税率の推移



出所：財務省より作成

(注1) 日本については2014年4月時点の税率、その他の国については2014年1月時点の税率を記載。

(注2) 中国においては、1984年の導入時には品目により適用税率が異なっていたが(6~16%)、1994年に原則として17%の税率が適用されることとなった。

(注3) EUにおいては、1992年のEC指令の改正により、1993年以降付加価値税の標準税率を15%以上とすることが決められている。

日本と海外の税制の比較において、付加価値税の標準税率を比較すると日本は低い方であることは確認できる。しかし、標準税率が高い国においては軽減税率を導入している国もあるため、付加価値税の比較をする際にはこの点も考慮に入れる必要がある。

軽減税率とは特定の品目における課税率を、他の品目に比べて低く定めるものである。海外では食品や書籍など日常生活で使用するものについて、軽減税率を適用している国がある。例えば、フランスを例にとると標準税率20%に対して旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等が10%、書籍、食料品等が5.5%、新聞、雑誌、医薬品等が2.1%となっている(図表7参照)。また、イギリス、スウェーデンではゼロ税率⁴の適用もある。

⁴ ゼロ税率は、消費者の立場からすれば消費税の負担を免れるため非課税と同等である一方で、販売者の立場では非課税の場合(次ページへ続く)

日本では軽減税率やゼロ税率は導入されていないため、海外との比較においては一律に付加価値税の標準税率だけでは比べられない⁵。

図表7 諸外国の付加価値税率

(2014年1月現在)

	日本	フランス	ドイツ	イギリス	スウェーデン
標準税率	8%(※)	20%	19%	20%	25%
ゼロ税率	なし	なし	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等	医薬品(医療機関による処方)等
軽減税率	なし	旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等 10% 書籍、食料品等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用等 7%	庭用燃料及び電力等 5%	食料品、宿泊施設の利用、外食サービス等 12% 新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等 5%

(※)日本については2014年4月時点の税率を記載。

出所：財務省より作成

2. 国民負担率の国際比較

次に社会保障負担率と租税負担率を含めた国民負担率についてみてみたい。

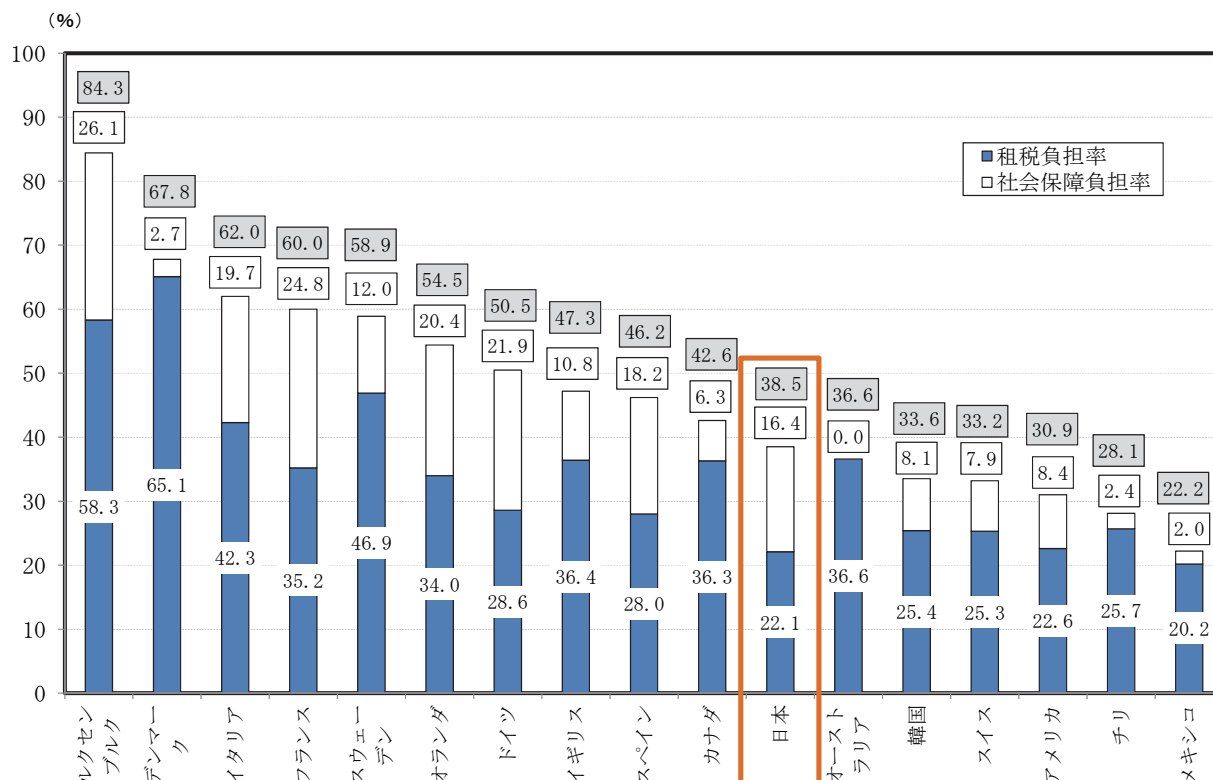
国民負担の観点から国際比較をすると日本の国民負担率は低めであることが分かる。国民負担率の高い国には欧州諸国が多い。先進諸国で国民負担率が低い国は、アメリカと日本であるが、アメリカは先進国の中でも例外的に少子高齢化の進行が遅い国でもあり、日本とは事情が異なっている。少子高齢化のスピードが速い国では社会保障費の増加ペースが速まることから、国民負担率が高まらざるを得ない。その意味でアメリカは出生率⁶が2.0と先進国比較で高めであることや、若年層の労働力となる移民を受け入れている点で日本よりも負担率の上昇が急務ではない。

合は商品の仕入れに係る消費税の負担が生じるが、ゼロ税率の場合は仕入れに係る消費税の負担は生じないというもの。

⁵ 軽減税率が導入されている国では、実効税率(軽減税率等を考慮した実質的な税率負担)は標準税率よりも低く、実質的な税負担は、軽減税率の導入がない国との差は小さくなる。付加価値税の増税が実施される場合でも、食料や生活必需品に軽減税率が適用されていれば、増税がすべての消費に影響を及ぼすわけではない。

⁶ World health statistics2014(WHO)より合計特殊出生率を使用(2012年基準)。米国は2.0人、日本は1.4人。

図表8 OECD 諸国の国民負担率(対国民所得比)



出所：財務省より作成

(注1) 国民負担率は、租税負担率と社会保障負担率の合計。

(注2) 各国10年(度)の数値。ただし、オーストラリア、ニュージーランドについては下記出典における最新の数値。なお、日本の平成25年度(2013年度)予算ベースでは、国民負担率:40.0%、租税負担率:22.7%、社会保障負担率:17.3%となっている。

(注3) トルコについては、国民所得の計数が取れず、国民負担率(対国民所得比)が算出不能であるため掲載していない。

(出典) 日本：内閣府「国民経済計算」等、諸外国：OECD「Revenue Statistics 1965-2011」及び同「National Accounts」

また、社会保障負担と租税負担を比較すると租税負担の方が高い傾向にある。

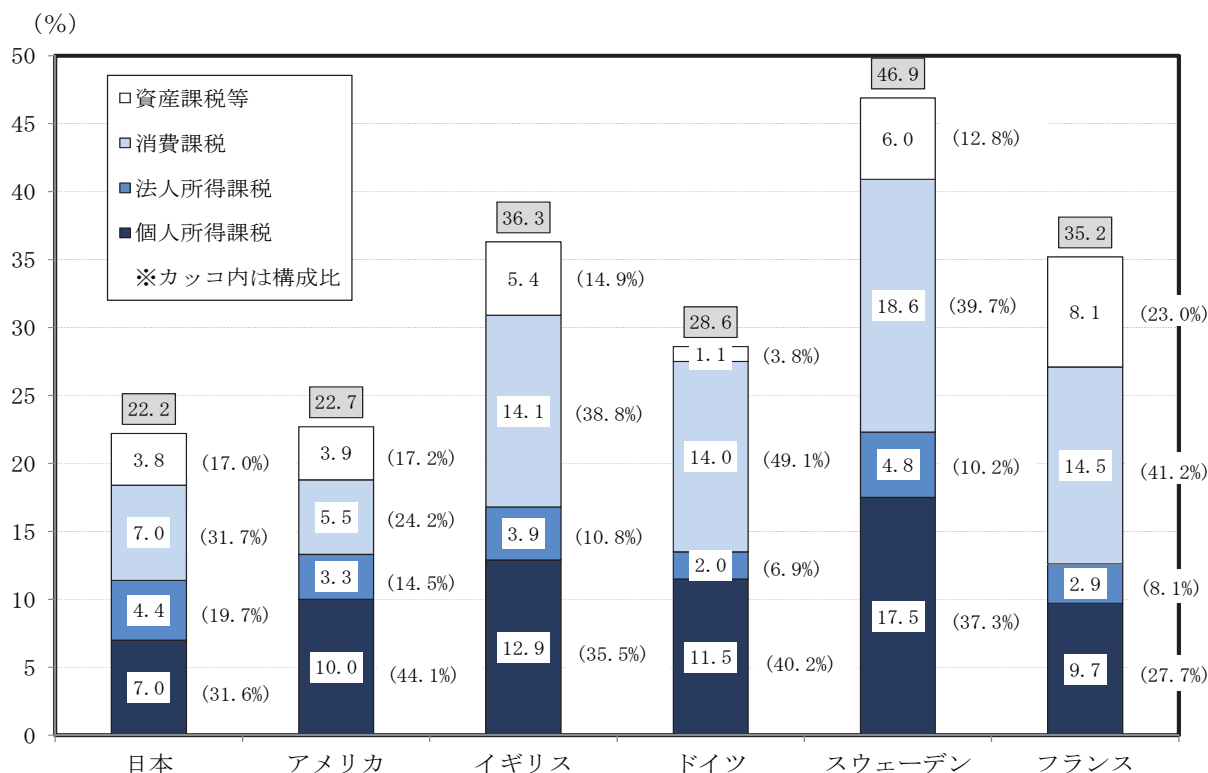
しかし租税負担率が高い国は、はじめから租税負担率が高かったのではない。図表6からも分かるとおり、必要に応じて負担率を引き上げてきたのである。

日本は、国際比較では国民負担率、租税負担率が共に低い。我が国は少子高齢化が進む中、社会保障費が増加する傾向にあることから、国民負担率を高めていかざるを得ない。北欧諸国は高負担高福祉の国として有名であるが、この水準にまではいかずとも、国民負担を増やし、福祉を充実させていく方向性であろう。

ところで、租税負担率の高い国の税収別の寄与度をみると、イギリス、ドイツ、スウェー

デン、フランスの租税負担率(対国民所得比)に占める消費税の割合が平均で約42.2%⁷。日本は31.7%であり、消費税を引き上げていくことは他国との比較では妥当な方法であろう。

図表9 租税負担率の内訳の国際比較



出所：財務省より作成

(注1) 日本は平成22年度(2010年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2011"及び同 "National Accounts" による。なお、日本の平成25年度(2013年度)予算ベースでは、租税負担率：22.7%、個人所得課税：7.3%、法人所得課税：4.6%、消費課税：7.1%、資産課税等：3.7%となっている。

(注2) 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

(注3) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

IV. 海外の増税と景気への影響

消費増税の必要性は理解できたとしても、景気・国民生活への影響を考慮すると消費増税への一歩は決して軽やかなものにならない。引き上げのタイミングを間違えると景気後退へ向かいかねない。そこで、ここでは付加価値税率の引き上げで先行している欧州諸国の事例を参考にし、付加価値税率の増税の景気への影響についてみていきたい。

付加価値税の増税が景気に与える影響が限定的であった事例としてイギリスとドイツを、景気にマイナスの影響を与えた事例としてイタリアをみてもみる。結論としては、物価上昇、雇用回復局面での消費増税は景気への影響は限定的であり、物価横ばい、雇用環境悪化局面

⁷ イギリス：38.8%、ドイツ：49.1%、スウェーデン：39.7%、フランス41.2%

での消費増税は景気への影響が長引くことが示唆されている。

1. イギリス(2010年1月(15%→17.5%)と2011年1月(17.5%→20%))

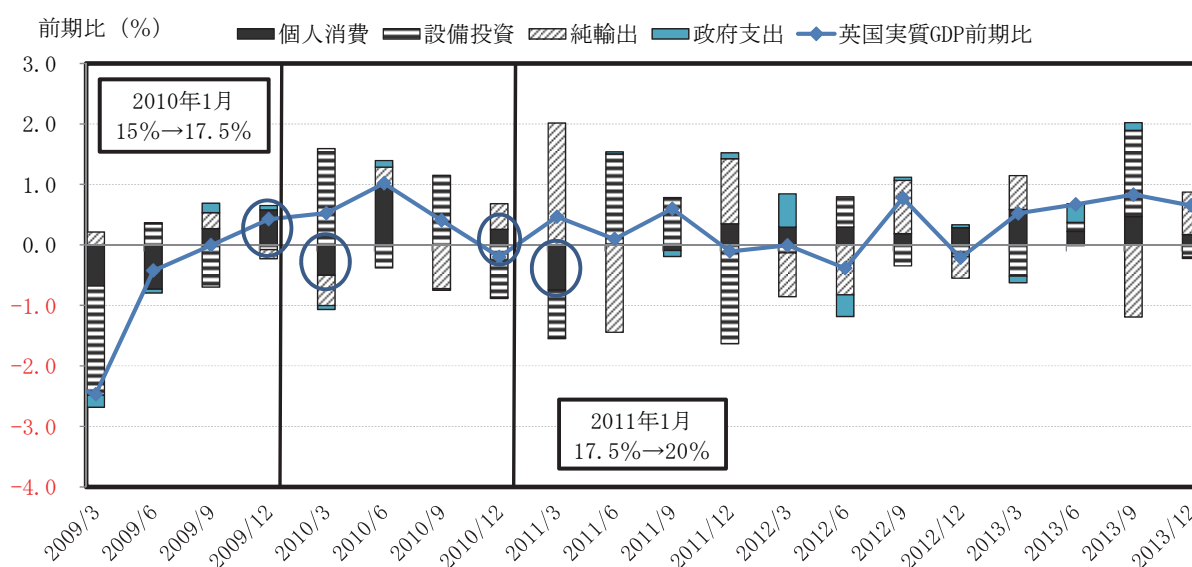
イギリスは2年続けて段階的に増税を行っており、日本の2014年4月と2015年10月の段階的な増税を考える上で参考になる。

2010年1月(15%→17.5%)と2011年1月(17.5%→20%)の付加価値税引き上げ時の景気動向を図表10から分析すると、付加価値税引き上げ前後の個人消費の寄与度から増税前の駆け込みと反動が確認できる。ただし、その後の景気後退にはつながっておらず、駆け込みと反動による景気の抑揚はあるものの、景気への影響が深刻とは評価できない。

次に、図表11から当時の物価動向と雇用環境をみると、消費者物価は2回の増税時にいずれも緩やかな上昇局面にあることが分かる。失業率は2009年後半に8%で頭打ちとなり横ばい圏で推移している。雇用環境の悪化は一服していた局面といえる。

また、企業の付加価値税の引き上げに伴う価格戦略においても、商品性質、価格別に企業が値上げのタイミングを前後させるなど、価格転嫁の時期を分散させたことから、その結果として消費者が付加価値税の増税による負担の増加を感じ難く⁸、消費者のマインドを急激に悪化させなかった可能性もある。

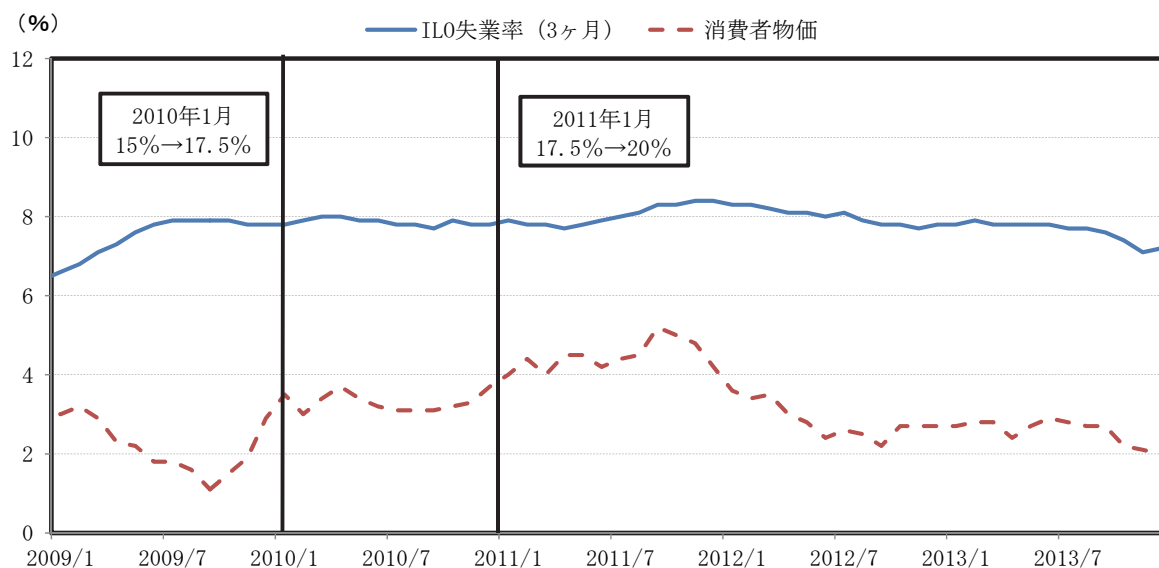
図表10 イギリスのGDPの推移



出所：bloomberg、EcoWin、DataStream より作成

⁸ 内税方式(消費税込みの総額表示)であったことから、消費者が増税分を把握しにくかった側面もある。

図表 11 イギリスの失業率と消費者物価の推移



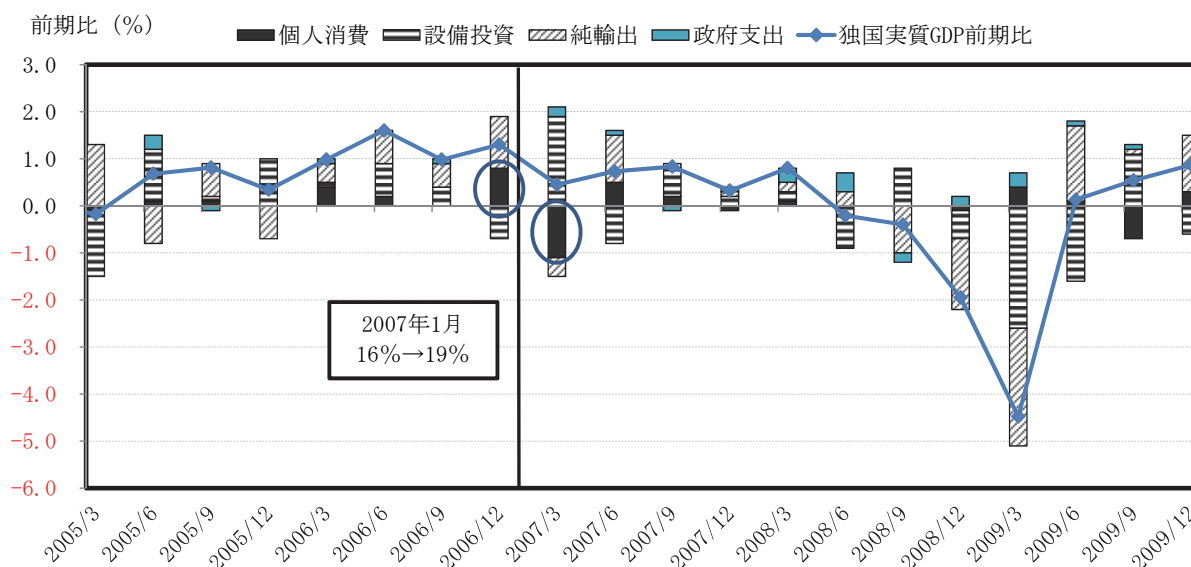
出所：bloomberg より作成

2. ドイツ (2007 年 1 月 16%→19%)

ドイツでは 2007 年 1 月に 16%→19%に付加価値税が引き上げられた。図表 12 から GDP の寄与度をみると、増税前後での駆け込みと反動は確認できるが、その後も景気後退には至っていない。個人消費の短期的な上下はあるものの、均してみると景気への影響は非常に限定的であったといえる。

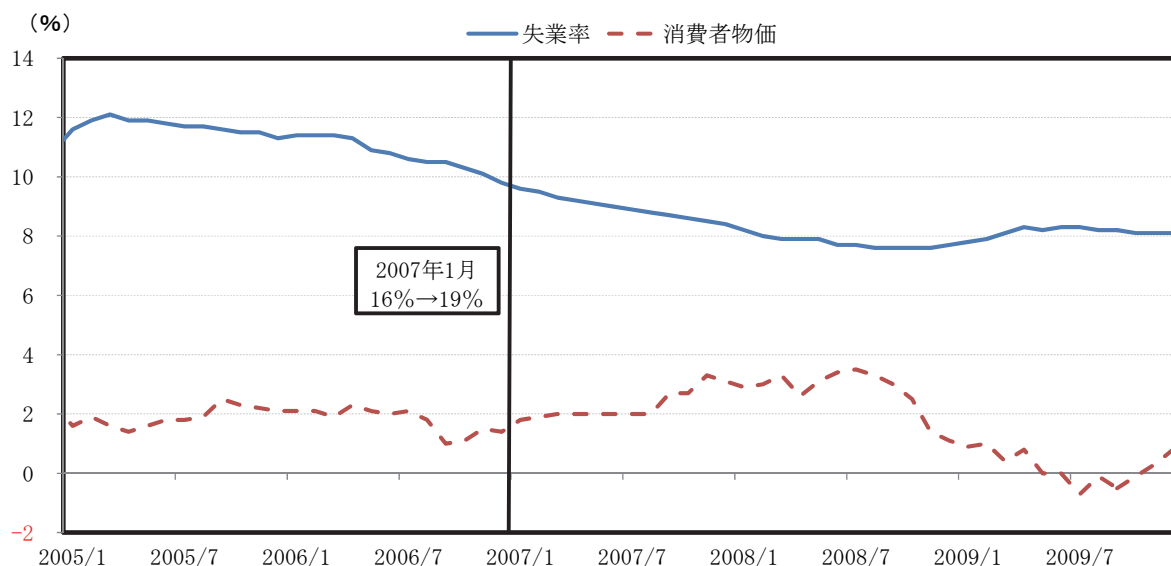
当時物価は 2 % 近辺で安定的に推移し緩やかな上昇傾向にある。雇用環境は失業率が低下傾向にあり、改善傾向にあったことが分かる (図表 13 参照)。

図表 12 ドイツの GDP の推移



出所：bloomberg より作成

図表 13 ドイツの失業率と消費者物価の推移



出所：bloomberg より作成

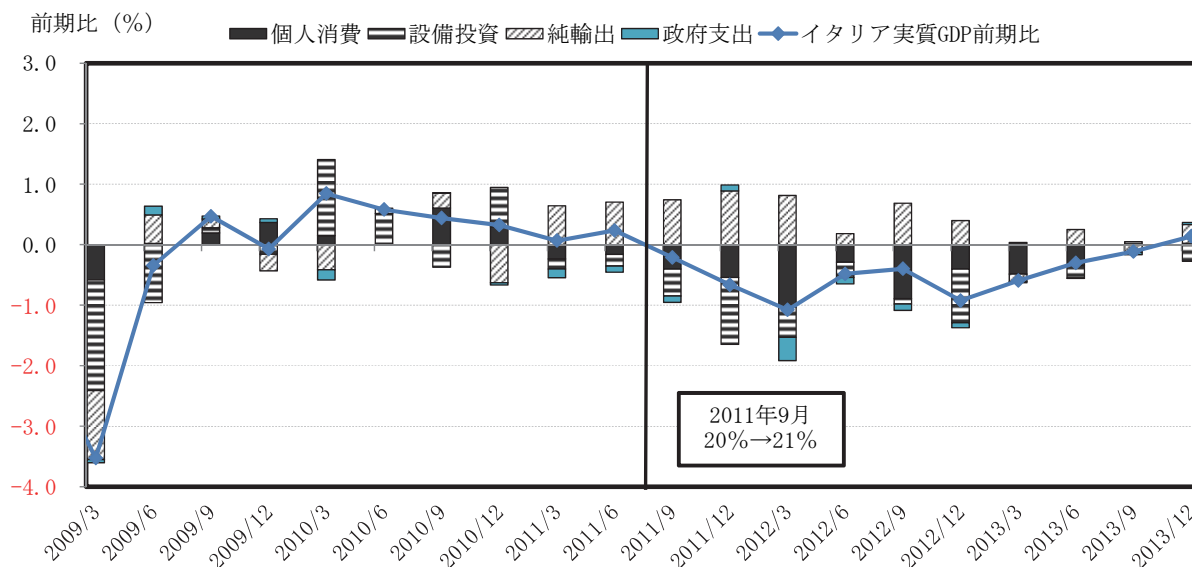
3. イタリア (2011 年 9 月)

イタリアでは 2011 年 9 月に付加価値税が 20% から 21% に引き上げられた。図表 14 から消費増税後に景気後退へと向かったことが分かる。消費増税後の個人消費支出はマイナスが継続しており、GDP 成長率にマイナス寄与していたことが分かる。

また、当時の物価動向をみると 2.0%～4.0% の高いインフレ率であった一方、失業率は 8% 近辺から 10% 近辺へ上昇している局面であり雇用環境は悪化している環境であったことが分かる。雇用環境が悪化する中での付加価値税の増税は個人消費にマイナスの影響を与える可能性があることを示唆している (図表 15 参照)。

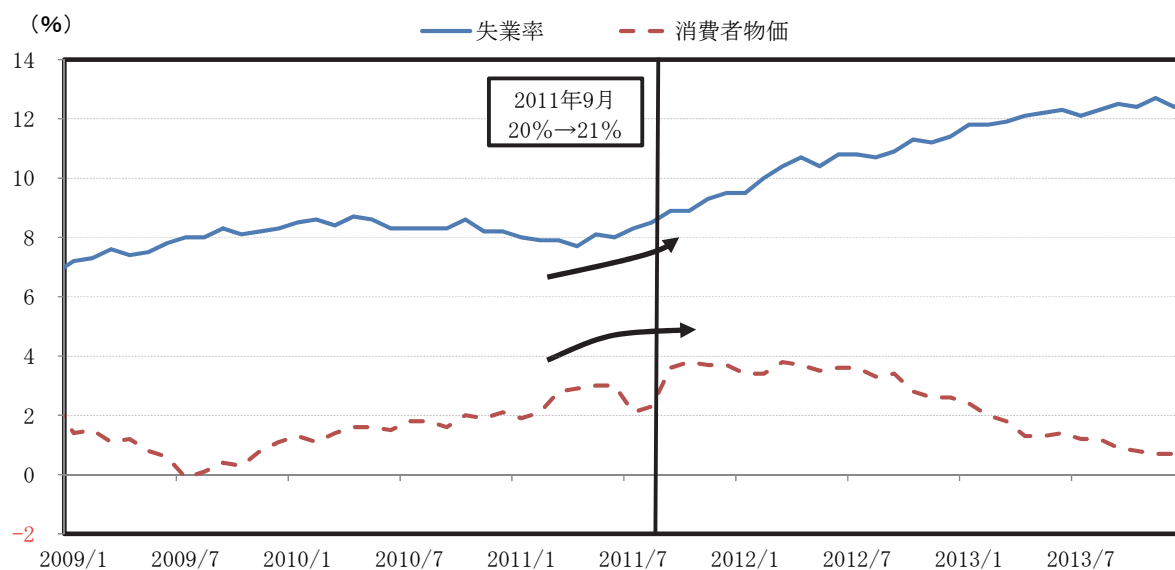
この時期は欧州各国への財政に対する信憑性が失われつつあるなかでの決断であるため、実務上ほかの対応が可能であったかは別にして景気への影響という観点からは、タイミングとしては良くないものであった。

図表 14 イタリアのGDPの推移



出所：bloomberg、EcoWin、DataStream より作成

図表 15 イタリアの失業率と消費者物価の推移



出所：bloomberg より作成

4. 海外の付加価値税引き上げのまとめ

以上、イギリス、ドイツ、イタリアの付加価値税引き上げ時の景気動向について確認したが、雇用改善環境で物価が適度に上昇している局面であれば、景気に深刻な影響を与えることなく、増税を実施することができるといえるであろう。

また、イギリスの例をみるとマイクロベースでは企業の価格戦略が企業毎に異なることが、消費者の実質的な負担の把握を難しくし、マインドの悪化を軽減していた可能性もある。

V. 国内の増税と景気への影響

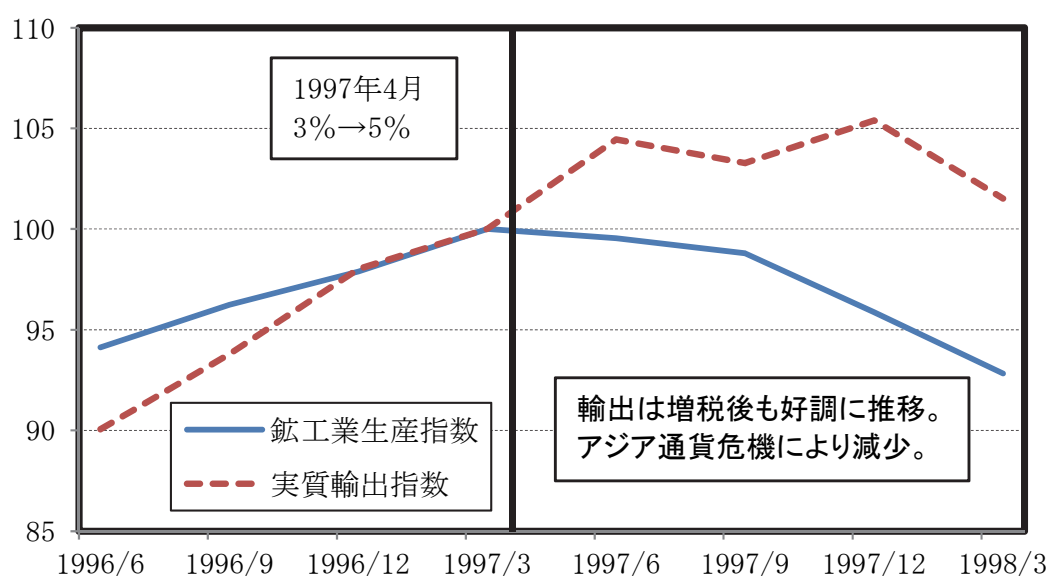
前章では海外の付加価値税引き上げ時の景気への影響についてみてきたが、ここでは日本の過去の消費増税の景気への影響と、2014年の増税の影響についてみてみる。

1. 1997年の増税時の景気動向

日本の財政状況の悪化とそれに伴う消費増税の必要性については前に述べたとおりだが、安定財源の確保、及び財政状況の健全化を目的とした消費税率引き上げに伴い、マクロ経済環境の悪化が起こるのではないかと懸念がある。そこで、ここではまず消費税率が3%から5%に引き上げられた1997年前後の景気動向を振り返ってみたいと思う。

消費増税の前年となる1996年は、景気の回復傾向が強まっている時期であり、1996年度の実質GDP成長率は前年比+2.7%であった⁹。個人消費の改善、設備投資の増加など内需は堅調に推移していた。さらに、海外経済の好転や、前年からの円高修正が続いていたこともあり、海外輸出も回復基調にあり、消費増税前の経済状況は良好であった(図表16参照)。

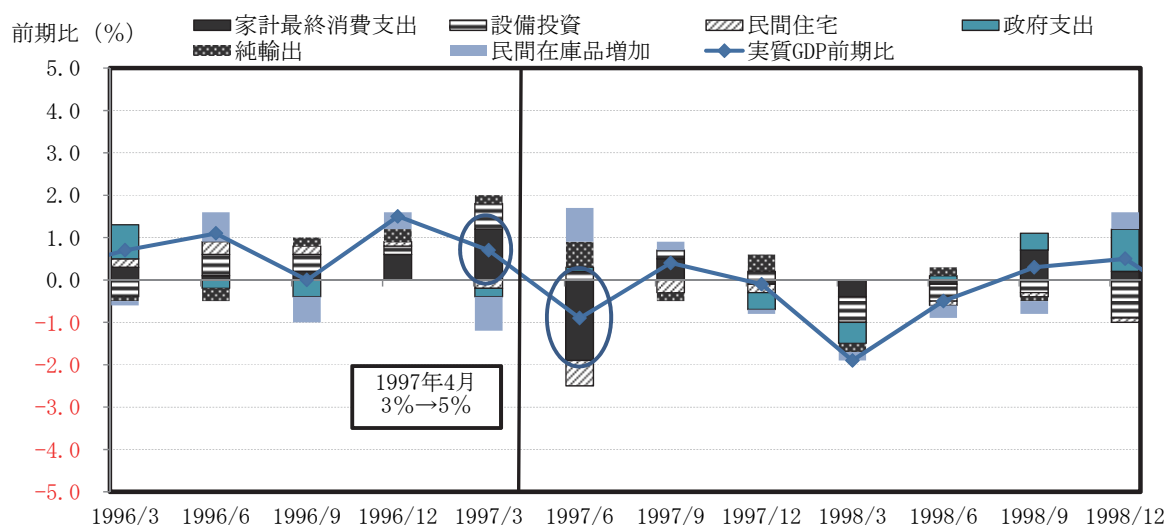
図表 16 1997年消費税増税前後の経済指標



出所：bloomberg より作成

⁹ 日本のGDPの推移 1996年度+2.7%、1997年度+0.1%、1998年度▲1.5%、1999年度+0.5%。内閣府GDP統計。

図表 17 1997 年消費税増税前後の実質 GDP 成長率と寄与度内訳



出所：bloomberg より作成

しかし、消費税率が引き上げられた1997年は引き続き経済環境の回復とはいかなかった。1997年度の実質GDP成長率は前年比+0.1%とほぼ横ばいでの推移となった。項目別の寄与度でみると、設備投資、輸出がプラスに寄与した一方で、民間住宅や家計最終消費支出がマイナスに影響するなど、一見すると消費税率の引き上げが消費にマイナスに影響し、景気が落ち込んだように見える。

そこで四半期ベースで振り返ってみると、1997年4-6月期の実質GDP成長率は前期比▲0.9%となり、駆け込み需要の反動で民間住宅や家計最終消費支出が減少したことが主因のマイナス成長であった。続く7-9月期の実質GDP成長率は同+0.4%と持ち直しの動きがみられた。内訳をみると、家計最終消費支出が同+0.5%となり、個人消費が回復の動きをみせるなど、夏場は回復の兆しをみせていた。

しかし、7月以降のアジア通貨危機では、日本には直接的な通貨危機の波及はなかったものの、通貨危機が発生した国に対する輸出減少という形で大きな影響が出たことや、11月から起きた国内の金融システム不安により、経済環境は悪化の一途をたどることとなる。実際に1997年7-9月期以降4四半期は輸出のマイナス寄与がみられる。また、家計最終消費支出と民間住宅についても弱さが継続することになる。

このように1997年前後の実質GDPやその寄与度内訳を振り返ると、消費増税に伴う駆け込み需要とその反動という景気への一時的な影響があったことは確かだが、その後の景気悪化の主因であったとは言い切れない。アジア通貨危機や国内金融システム不安による設備投資や輸出の落ち込みによる影響が大きかったのではないかな。

実際に宇南山(2011)¹⁰では1997年の消費増税による消費の減少は、代替効果である増税

¹⁰ D.Cashin & T.Unayama(2011). The Intertemporal Substitution and Income Effects of a VAT Rate Increase :Evidence from Japan

前の駆け込み需要と増税後の反動減を除外すると、1世帯・1か月当たり 562 円であり、これに世帯数をかけて年次ベースの国内総額に換算しても 0.3 兆円(当時の実質 GDP 比 0.06%)に過ぎないと推計し、消費税率の引き上げが景気に与えた影響が軽微なものであったとしている。

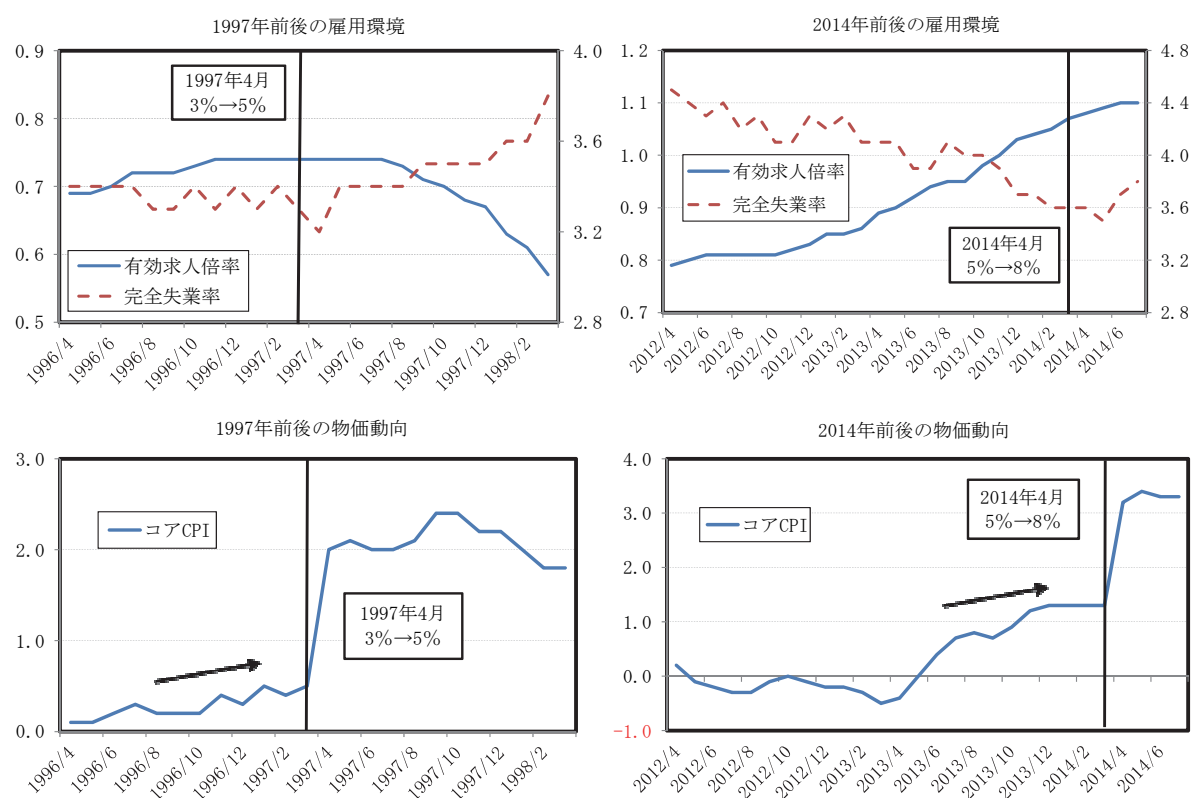
2. 2014 年の増税時の景気動向

ここまで 1997 年の前回増税時前後の景気動向をみてきたが、次に前回の増税時との比較で現在の状況をみる。

図表 18 に有効求人倍率と完全失業率の推移を示しているが、1997 年前後では共に横ばいでの推移となっており、秋以降に有効求人倍率の低下と完全失業率の悪化が生じているが、これはアジア通貨危機や国内金融システム不安により景気が悪化したことによるものと考えている。今回 2014 年増税の場合は、有効求人倍率・完全失業率ともに改善が進んでいるのが特徴であり、前回 1997 年と比較すると雇用環境は良好であるといえる。

物価に関しては、1997 年、2014 年共に上昇傾向にあり、増税の環境としては良好である。

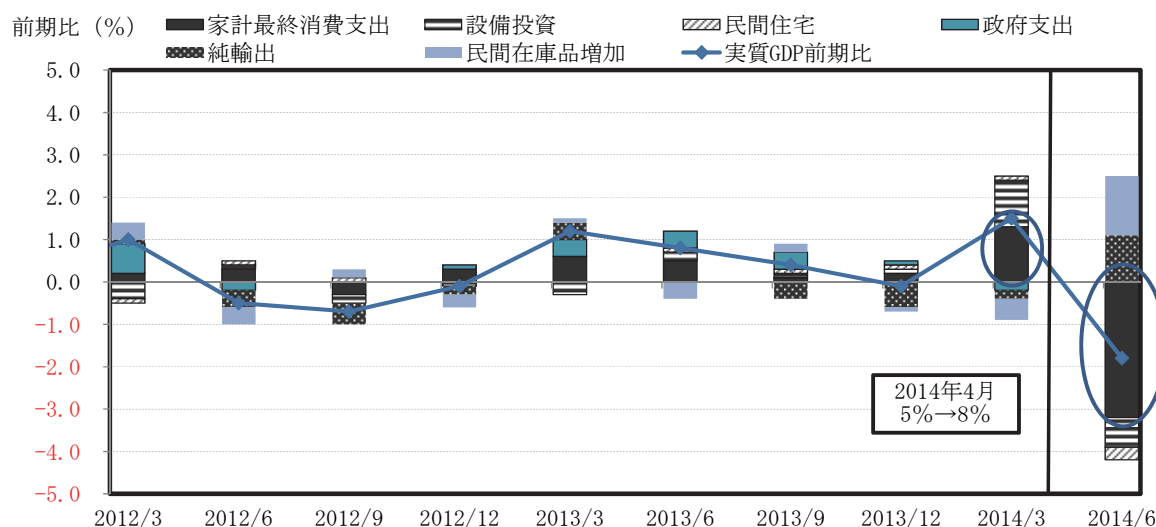
図表 18 前回増税時と今回増税時の労働市場と物価の状況



出所：bloomberg より作成

今回 2014 年増税以前からの実質 GDP の動き(図表 19)をみると、2013 年度はプラス成長となっており、景気回復の動きがみてとれる。増税前後の動きでは消費の駆け込み需要と反動減はみられるものの、ここまでは想定範囲内の動きであろう。今後も雇用環境の改善などから回復を維持すると考えている。

図表 19 2014 年増税時の実質 GDP 成長率と寄与度内訳



出所：bloomberg より作成

VI. 軽減税率導入の是非と北欧諸国の財政健全化の経験

前章では消費増税の景気への影響についてみてきたが、ここでは消費増税を実施する際に景気以外に考えなければならない点について述べたい。

1. 軽減税率導入の是非

Ⅲ章でも触れたが、海外では軽減税率を採用することで消費増税の国民生活への影響を軽減する取り組みもある。日本での消費税の増税を考える際にも、軽減税率の導入について議論の余地があろう。軽減税率とは特定の商品に対して標準税率ではなく課税税率を軽減するものであり、主に生活必需品などに適用することで低所得者の負担増を軽減することが期待できる。

導入の是非を検討する前に、税の3原則「公平」「中立」「簡素」について触れておく。

公平の原則とは、人々がそれぞれの負担能力に応じて税金を分け合うことを指し、経済力が同等の人には同等の負担を求めること（水平的公平）と、経済力のある人にはより大きな負担を求めること（垂直的公平）がある。

中立の原則とは、税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにするためのものである。

簡素の原則とは、税制の仕組みをできるだけ簡素にし、納税者に理解しやすくするためのものとなっている。

まず、公平の原則の観点から軽減税率を考えると、逆進性¹¹の緩和が期待できるという考え方があ。これは、一律に消費税率が上げると低所得者ほど収入に対する生活必需品購入費の割合が高く、高所得者よりも税負担率が高くなってしま。うので、生活必需品に軽減税率を適用すれば逆進性を緩和できるとの考え方である¹²。

中立の原則の観点からは、一部の品目(商品)に軽減税率を設定すると、中立性が損なわれる可能性には注意が必要である。例えば、イギリスではアフタヌーンティーにビスケットやケーキを食べる習慣があることから、ビスケット・ケーキは軽減税率0%である一方、その他のお菓子は贅沢品として標準税率が適用される。この場合は、例えばビスケットやケーキの定義が必要になり、品目の判定が難しいものも出てくる。その結果としてビスケットやケーキを製造販売する企業活動にも影響が出てくる。また、品目毎の税率設定に関して企業と政治家の癒着や業界間の不公平等を生む事例もある。

同様に簡素の原則の観点からも、品目の境界性がグレーな商品については税金徴収における事務コストを増加させるとともに、消費者にとって複雑な制度になる可能性もある点には留意が必要である。また、国民への浸透を図るために、丁寧な説明も必要になってくる。

一般的に低所得者の方がエンゲル係数¹³が高いことを踏まえれば、食品や生活必需品に軽減税率を適用することで、低所得者の税負担率の軽減に寄与できるであろう。景気の面では消費マインドの低下を下支えする効果が期待できる。しかし、中立性の原則や簡素の原則を考慮すると、ある程度品目を限定した上で導入するのが望ましいと考える。その際対象品目を合理的に決定し運営することは難しいが、利害関係者の調整の結果としての産物にならないようにする事が重要である。

2. 北欧諸国の財政健全化の経験

財政再建と経済成長を両立した国としてスウェーデンは有名である。日本に比べると人口が少なく小国開放経済であるが、事例としては参考になる面もある。

スウェーデンは高福祉・高負担の国である。高負担でも一定の成長力を維持している点で参考になる。

そこでまず、スウェーデンの財政再建の歴史を振り返りたい。スウェーデンでは80年第後半から金融規制緩和等により、銀行バランスシートの拡大、不動産価格の上昇が生じ、その後バブルが崩壊。銀行倒産等もあり90年代前半から財政支出を増加させ、収支が悪化した。

これに対し、94年～97年に大胆な歳出削減と歳入増加のプログラムを実施した。財政緊縮策の中で成長を維持した点は、注目に値する。一般的には、財政緊縮的な環境では成長力は高まりにくいと考えられることが多い。しかし、財政緊縮により成長力が高まったというこ

¹¹ 低所得者ほど税負担率が上昇すること。

¹² 一方で、所得階層が上昇するにつれて負担する消費税額が増加することから、負担額は累進性があり、逆進性が不公平に直結しないとの考え方もある。

¹³ 食費÷所得金額

とは、債務残高の圧縮が将来的な国民負担の軽減につながり、家計の可処分所得が向上するという期待が高まった、ということであろう。そこでは政府が国民に対して歳入増加に対する国民のリターンをきちんと説明できたことが指摘できる。国民が増税に対する受益メリットをしっかりと実感できること、将来への期待が持てることが大切な役割を果たしたのである¹⁴。

具体的には、育児サービスの充実、介護等の高齢者サービス、障害者サービス、生活困窮者に対するサービス等の充実である。特に、これらを国ではなく地方公共団体に権限を与えて実施した点が特徴である。

同国では1900年初頭に約2,500個存在していた自治体(コミュン)を2008年までに290に統合を進めてきた。この過程で地方分権を進め、学校教育・障害者ケア・高齢者ケア等を地域主導で行う体制へと移行した。同時に国民が自治体の住民であるという意識を醸成し、受益メリットをより身近に感じられる制度を目指したのである。

日本が財政再建を進める上でも、将来に「期待」を抱けるかどうかは極めて重要なキーワードである。そのためには、国民が受益メリットをしっかりと持てるかどうかが重要である。社会保障・税一体改革の中では、5%の増税分(2014年4月の+3%と2015年10月の+2%)については、約1%が子供・子育て支援、医療・介護、年金の各分野の充実に、残りの4%分が年金国庫負担率の二分の一へ恒久的引き上げ等後世代の負担軽減分とされている。使途が明確になっているという点では、国民への説明力向上の観点からは評価でき、国民は増税による国民自らへのリターンを具体的に把握することができる。更に、現行の消費税も4%部分については目的税化されている点も受益メリットの向上に寄与するであろう。

しかし、このような日本政府の取り組みを国民が理解し、将来に対する不安が解消しているかどうかには未だ疑問の余地がある。ひとつには、国民に対する政府の希求力が不足していることがあろう。また、国民も税の使い道に対してさほど関心を払っていない可能性もある。双方向の努力が必要である。

合わせて、成長戦略¹⁵の着実な実施による経済成長も重要である。経済の拡大に伴い税収を伸ばし国民が受益メリットをしっかりと受けることができる社会を目指す必要がある。成長を伴わない税負担の増加では国民の受益メリットを高めることができず、むしろ低下させる可能性がある。

VI. 終わりに

これまでみてきたとおり、消費増税は一時的な景気の変動(駆け込み需要、反動減)は生じ

¹⁴ 政府が継続的に財政再建に取り組むことに対して国民の信認が得られたともいえるであろう。

¹⁵ 投資の促進、人材の活躍強化、新たな使用の創出、世界経済とのさらなる統合などの視点で日本経済を持続的に成長に導く道筋を示すもの。首相官邸HPより。

るが、景気の状態を見極めた上で実施すれば、景気後退のリスクは少ないといえる。

2015年10月以降の増税判断についても雇用環境、インフレ環境等の景気を見極めた上で実施すれば、乗り越えられるものだと考えている。国内の物価動向はデフレ脱却の動きをみせており、失業率もリーマンショック以後の回復基調を維持している。97年の増税時は失業率が高止まりをしていたことを踏まえると、97年比では多少なりとも良い環境であろう。97年のアジア通貨危機のような外部要因も今のところ想定されず、消費増税を進めることができると考えている。

また、軽減税率は運営上の難しさはあるが、低所得者の消費マインドを下支えする効果が期待されるため、品目を限定して実施を検討する価値はあるといえよう。

更に重要なのは、増税に伴う国民にとってのリターンを明確にすることで国民が受益メリットに共感し、将来に対する期待を持てるようになること、それが経済成長に結びつく原動力となっていく。

社会保障と税の一体改革の中で消費税の目的税化が進められており、国民の受益メリットに対する理解が高まる素地は作られている。この方向性を政府、政治家が積極的に国民に伝え、国民も理解し将来への期待を持つことも非常に重要なことである。その意味で、政治家がリーダーシップを発揮し国民に希求していくことも大切である。

(平成26年9月17日 記)

※本稿中で述べた意見、考察等は、筆者の個人的な見解であり、筆者が所属する組織の公式見解ではない

【参考文献】

内閣府 平成26年度 年次経済財政報告

財務省 日本の財政関係資料

全国間税会総連合会 資料

WHO World health statistics 2014

三菱UFJ信託銀行 受託運用部[2012]国内債券：長期金利の上昇リスクについて

NIRA [2011] 財政再建が迫る社会保障と税制の改革

市川 健太 [2013] 図説 日本の財政(平成25年度版)

井堀 利宏 著 [2007] 小さな政府の落とし穴

井堀 利宏 著 [2011] 要説 日本の財政税制 4訂版

小西 砂千夫 編 [2014] 日本財政の現代史Ⅲ

片桐 正俊 編著 [2014] 財政学 第3版 転換期の日本財政

桜井 良治 著 [2013] 消費税ほど公平な税はない：課税原則と実体

貝塚 啓明 著 [2003] 財政学

高田 創 [2013] 国債暴落-日本は生き残れるか

林 宏昭・玉岡 雅之・桑原美香 著 [2008] 入門財政学

宮本 憲一 鶴田 廣巳 編著[2008]セミナー現代地方財政Ⅱ

諸富 徹 編著 [2009] グローバル時代の税制改革

土居 丈朗 著 [2002] 入門 公共経済学

駒村 康平 著 [2011] 福祉の総合政策

本資料について

- 本資料は、お客さまに対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- ここに記載されているデータ、意見等は弊社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その正確性、完全性、情報や意見の妥当性を保証するものではなく、また、当該データ、意見等を使用した結果についてもなんら保証するものではありません。
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における判断であり、経済環境の変化や相場変動、制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがありますので、予めご了承下さい。
- 弊社はいかなる場合においても、本資料を提供した投資家ならびに直接間接を問わず本資料を当該投資家から受け取った第三者に対し、あらゆる直接的、特別な、または間接的な損害等について、賠償責任を負うものではなく、投資家の弊社に対する損害賠償請求権は明示的に放棄されていることを前提とします。
- 本資料の著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料をよくお読み下さい。

編集発行：三菱 UFJ 信託銀行株式会社 受託財産企画部
東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号 Tel. 03-3212-1211（代表）